

第 号
年 月 日

様

鳥取県日野郡日南町長

印

支 援 決 定（却 下）通 知 書

年 月 日付で申出のありました住民基本台帳事務における支援措置の実施について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

☐ 支援の決定	支援の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	支援の内容	☐ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求にかかる支援措置 ☐ 住民票の写し等の交付請求にかかる支援措置（現住所地） ☐ 住民票の写し等の交付請求にかかる支援措置（前住所地） ☐ 戸籍の附票の写しの交付請求にかかる支援措置（本籍地） ☐ 戸籍の附票の写しの交付請求にかかる支援措置（前本籍地）
☐ 支援の却下	<u>却下の理由</u>	

（注意事項）

- 1 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
- 2 支援措置の実施後は、御本人の住民票の写し等を請求する場合でも、本人確認書類が必要になります。なお、代理人及び使者による請求の場合は、事前に住民課へご相談ください。
- 3 支援申出書に記載した住所、戸籍の表示等を変更した場合は、問合せ先まで御連絡ください。
- 4 支援期限到来の1か月前から延長の申出を受け付けます。延長の申出がない場合は、期限到来をもって支援を終了します。
- 5 支援の必要がなくなった場合は、速やかに解除申出書を提出してください。
- 6 支援の必要がなくなったことが確認できた場合または虚偽の申出であることが確認できた場合は、決定した支援を取り消すことがあります。

（お問い合わせ先）

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地
日南町役場住民課（電話 0859-82-1112）